相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不詳、最後の住所不詳
被相続人　亡　氏名不詳
（平成十六年六月十三日午後二時十分頃、秋田県男鹿市北浦入道崎字昆布浦地内の磯場で発見され、男鹿市長が平成十六年七月二十一日付け官報号外第一五八号一八四頁において行旅死亡人の公告を掲載した男性）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
事務所　秋田市山王六丁目一番一三号　山王プレスビル七階　柴田一宏法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田　一宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利本荘市船岡字小谷地五八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐々木盛一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
秋田県由利本荘市給人町七番地三　本荘合同ビル一―二
相続財産管理人　弁護士　髙橋　重剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県筑西市岡芹九二二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　森山　弘之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
茨城県筑西市甲九四〇番地三
相続財産管理人　司法書士　林　廣明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市銀座一丁目一八七〇番地二、最後の住所栃木県鹿沼市下田町二丁目一〇四七番地二
被相続人　亡　菊地　克行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
栃木県宇都宮市滝谷町二〇番二〇号　ＳＳビル一〇一　とちぎ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石田弘太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県笠間市旭町二〇六番地一二、最後の住所埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目二五六番地一〇ヴィラージュ氷川一〇一号
被相続人　亡　皆川　君子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
埼玉県さいたま市南区白幡三丁目二番七号　オリオンビル二〇一号室武蔵浦和法律事務所
相続財産管理人　弁護士　峯岸　孝浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市南区真木二一番地、最後の住所千葉県匝瑳市八日市場二八一番地三養護老人ホーム瑞穂園　被相続人　亡　髙橋　イチ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
事務所千葉市中央区中央四丁目一三番一三号　なのはなビル二階　なのはな法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西谷　升孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市下恩方町五五八番地二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　久保田　昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階多摩八王子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区東中野四丁目一〇番地、最後の住所東京都八丈島八丈町大賀郷二八五番地
被相続人　亡　野田　尚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
事務所東京都中央区八丁堀三―二六―九ＫＳＫアネックス一一階弁護士柴田幸一郎法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴田幸一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県魚沼市千溝二一六〇番地五、最後の住所新潟県魚沼市千溝二一六〇番地レオネクストステラＭＹ二〇一号
被相続人　亡　佐藤　仁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
新潟県南魚沼市美佐島二一四三番地
相続財産管理人　関　**隆一**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市杉森町ヌ部二六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　枚岡　政男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
事務所石川県金沢市駅西本町一丁目一二番三号　相続財産管理人　吉田一十美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市三引町十四部一二三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　大畠　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
静岡県富士市緑町一番二八号　星野新聞堂ビル四階　竹川・鈴木法律事務所
相続財産管理人　弁護士　竹川　英辰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市北区三ヶ日町三ヶ日二七二番地、最後の住所静岡県伊豆の国市御門四四九番地の六　市営田京住宅二六四号
被相続人　亡　石澤　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
事務所静岡県静岡市葵区駒形通五丁目二番一九号　グランドメゾン葵一〇五
相続財産管理人　司法書士　山本　剛史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市北脇町六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　川原　信吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
名古屋市中区丸の内三丁目一九番五号ＦＬＥＺＩＯ　ＬＡ四階
相続財産管理人　弁護士　田中　由香

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二十八日
石川県金沢市大手町一五番一四号アーバンハイム大手町四階　弁護士法人まこと共同法律事務所　相続財産管理人　中出　健作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市中里一四三番地二、最後の住所静岡県富士市富士見台五丁目六番地の八
被相続人　亡　山﨑　善一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。